

令和6年4月定例会 教育長報告

	行 事 表
3月29日(金)	退職者辞令交付式
4月 1日(月)	教育委員会職員辞令交付式
4月 2日(火)	令和6年度転入等校長・教頭面談（二ツ井町庁舎 庁議室）
4月 9日(火)	令和6年度能代市校長会総会（淳城南小学校）
〃	令和6年度能代山本教育研究会総会（能代山本広域交流センター）
〃	令和6年度能代市校長会歓迎会（松風庵）
4月10日(水)	令和6年度能代市山本郡教頭会総会（中央公民館 視聴覚室）
4月11日(木)	令和6年度能代市小・中学校教頭会総会（本庁舎 会議室9・10）
4月18日(木)	第75回東北都市教育長協議会定期総会、研修会 <div style="text-align: right;">（～4月19日 宮城県大崎市）</div>
4月24日(水)	令和6年度能代市国土緑化推進委員会（本庁舎 会議室9）
4月25日(木)	教育委員会定例会（二ツ井町庁舎 大会議室）
4月27日(土)	令和6年度能代市山本郡退職校長会総会、懇親会（プラザ都）
4月30日(火)	令和6年度第1回二ツ井公民館分館長・主事補会議
5月 9日(木)	第74回全国都市教育長協議会定期総会、研究大会 <div style="text-align: right;">（～5月10日 長崎県長崎市）</div>
5月14日(火)	秋田県教育委員会教育長来訪（二ツ井町庁舎 庁議室）
〃	令和6年度能代市校長会第1回研修会（能代東中学校）
5月15日(水)	校長面談（各小学校：二ツ井町庁舎 庁議室）
5月16日(木)	校長面談（各中学校：二ツ井町庁舎 庁議室）
5月23日(木)	教育委員辞令交付式（本庁舎 市長応接室）
〃	教育委員会定例会（本庁舎 会議室9・10）

承認第2号

臨時代理の承認について

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により承認を求める。

令和6年4月25日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

1 臨時に代理した理由

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、次の案件について、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を開くいとまがなかったので、臨時に代理したものである。

2 臨時代理の内容

人事院規則の改正に伴い、夏季休暇の使用可能期間が拡大されることから同様に改正をしようとするものである。

3 臨時代理年月日

令和6年4月1日

能代市教育委員会規則第1号

能代市招致外国青年の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

能代市招致外国青年の任用に関する規則の一部を改正する規則
能代市招致外国青年の任用に関する規則（令和2年能代市教育委員会規則第4号）
の一部を次のように改正する。

第15条第1項の表第5号中「7月」を「6月」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

能代市招致外国青年の任用に関する規則 新旧対照表

改正前			改正後		
<p>(特別休暇)</p> <p>第 15 条 教育長は、次の表の事由の欄に掲げる場合に該当する参加者に対して、同表の期間の欄に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p>			<p>(特別休暇)</p> <p>第 15 条 教育長は、次の表の事由の欄に掲げる場合に該当する参加者に対して、同表の期間の欄に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p>		
番号	事由	期間	番号	事由	期間
1 ～ 4	(略)	(略)	1～ 4	(略)	(略)
5	参加者が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の <u>7 月</u> から 10 月までの期間内において、原則として連続する 3 日の範囲内の期間	5	参加者が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の <u>6 月</u> から 10 月までの期間内において、原則として連続する 3 日の範囲内の期間
6 ～ 10	(略)	(略)	6～ 10	(略)	(略)

承認第3号

臨時代理の承認について

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により承認を求める。

令和6年4月25日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

1 臨時に代理した理由

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、次の案件について、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を開くいとまがなかったので、臨時に代理したものである。

2 臨時代理の内容

各種団体等が主催する文化、学術、芸術、スポーツ、社会教育等の事業について、能代市教育委員会が後援及び共催を行う場合の基準等に関し、必要な事項を定めようとするものである。

3 臨時代理年月日

令和6年4月1日

能代市教育委員会告示第11号

能代市教育委員会の後援等に係る事務取扱要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

能代市教育委員会の後援等に係る事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、各種団体等が主催する文化、学術、芸術、スポーツ、社会教育等の事業について、能代市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が後援及び共催（以下「後援等」という。）を行う場合の基準等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(後援等の区分)

第2条 教育委員会が行う後援等は、次の区分によるものとする。

- (1) 後援 教育委員会が当該事業の趣旨に賛同し、奨励の意を表すことが適当と認めるもの
- (2) 共催 教育委員会が主催者の一員として当該事業の企画及び実施に参画し、教育委員会の実施する事業と同様の取扱いをすることが適当と認められるもの

(承認の基準)

第3条 後援等は、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業に限り承認する。

- (1) 教育委員会の施策の推進、普及又は啓発に寄与すると認められる事業であること。
- (2) 目的が明確であること。
- (3) 広く一般市民を対象とした事業であって、原則として市内が開催地であること。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業又は市を広く知らしめることが期待できる事業である場合は、この限りでない。
- (4) 主催者の所在が明確で、事業遂行能力が十分であると判断される事業であること。
- (5) 主催者が参加者から入場料金その他費用を徴収するときは、徴収の目的が適正かつ明確であって、その金額が類似する事業において徴収する入場料等の額と比較して不相当に高額でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、同項の事業が次の各号のいずれかに該当するときは、後援等の承認は行わないものとする。

- (1) 公序良俗に反するものその他社会的な非難を受けるおそれのあるもの
- (2) 営利又は商業宣伝を主な目的とするもの
- (3) 特定の宗教若しくは政治団体を宣伝し、支持し、又は反対する意図があると認められるもの
- (4) 暴力団と関係があるもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 公衆衛生及び災害防止に係る措置がなされていないもの
- (6) その他後援等を行うことが不相当と認められるもの

(後援等の申請)

第4条 教育委員会の後援等の承認を受けようとする者は、事業を実施しようとする日の30日前までに能代市教育委員会後援等名義使用承認申請書(様式第1号)又は当該申請書に記載すべき事項を記載した書面に次に掲げる書類を添えて申し込まなければならない。

- (1) 主催者の活動の目的及び内容が分かる書類
- (2) 事業の目的及び内容が分かる書類
- (3) 入場料金その他費用を徴収する場合にあつては、事業に係る収支予算書等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

(承認の決定)

第5条 教育長は、前条の規定による申込みを受理したときは、後援等の承認の可否を決定し、当該申込みをした者に当該決定を能代市教育委員会後援等名義使用承認通知書(様式第2号)又は能代市教育委員会後援等名義使用不承認通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(承認の条件)

第6条 教育長は、後援等の承認に際しては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 事業計画に変更(軽微な変更を除く。)があつた場合は、直ちに届け出ること。
- (2) 事故防止、救護体制等について十分に留意すること。
- (3) 事業終了後は、その結果について報告書を提出すること。
- (3) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めること。

(承認の取消し)

第7条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、後援等を取り消すものとする。

- (1) 第3条の承認の基準又は前条の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他重大な瑕疵が発見されたとき。

(3) その他後援等をするにふさわしくない事態が生じたとき。

2 前項の取消しは、能代市教育委員会後援等名義使用承認取消通知書（様式第4号）により行うものとする。

3 主催者は、後援等を取り消されたときは、速やかにその旨を周知するとともに、公表した印刷物等から教育委員会の名称を削除する等適切な対処をしなければならない。

（報告）

第8条 後援等の承認を受けた者は、能代市教育委員会後援等事業実施報告書（様式第5号）及び収支決算書（入場料金その他費用を徴収する場合に限る。）を事業の終了の日から30日以内に教育長に提出しなければならない。

（適用除外）

第9条 第4条から前条までの規定は、主催者が国又は地方公共団体である場合は、適用しない。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第2号（第5条関係）

記号及び番号
年 月 日

様

能代市教育委員会教育長

能代市教育委員会後援等名義使用承認通知書

年 月 日付けで申請のありました後援等の名義使用について、その趣旨を認め下記のとおり承認します。

記

- 1 使用名義 能代市教育委員会
- 2 事業の名称
- 3 開催日
- 4 開催場所
- 5 承認の条件
 - (1) 事業計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること。
 - (2) 事故防止、救護体制等について十分に留意すること。
 - (3) 事業の終了の日から30日以内に能代市教育委員会後援等事業実施報告書を提出すること。

担当

様式第3号（第5条関係）

記号及び番号
年 月 日

様

能代市教育委員会教育長

能代市教育委員会後援等名義使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました後援等の名義使用について、不承認としたので通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 開催日
- 3 開催場所
- 4 不承認の理由

担当

様式第4号（第7条関係）

記号及び番号
年 月 日

様

能代市教育委員会教育長

能代市教育委員会後援等名義使用承認取消通知書

年 月 日付け 第 号で承認しました下記事業の後援等の名義使用について、下記のとおり承認を取り消したので、通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 開催日
- 3 開催場所
- 4 取消しの理由

担当

様式第5号（第8条関係）

能代市教育委員会後援等事業実施報告書

年 月 日

能代市教育委員会教育長

団体名
代表者職・氏名

年 月 日付け で後援名義の使用承認を受けた事業が終了しましたので、次のとおり報告します。

- 1 主催者名
- 2 事業名
- 3 開催期日
- 4 開催場所
- 5 概要
- 6 事業参加者数（運営側参加者数や来場者数などを分けて、詳細に御記入ください。）
- 7 連絡先
- 8 添付書類
収支決算書（入場料金等を徴収している場合）、プログラム、その他事業の実施状況を明らかにするもの（写真等）

例規のあらまし

名 称	能代市教育委員会の後援等に係る事務取扱要綱
主 な 内 容	<p>【制定理由】</p> <p>民間団体等が主催する講演会、各種大会等の行事について、主催者側から後援の依頼があった場合には、市の施策の推進に寄与すると認められるものに対し後援名義の使用を承諾しているが、後援等を承認する場合の共通ルールがないことから、適正な行政事務の運営を図ることを目的に制定しようとするもの</p> <p>【制定内容】</p> <p>○承認の基準（第3条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会の施策の推進、普及又は啓発に寄与すると認められるもの。 ・広く一般市民を対象とした事業であって、原則として市内が開催地であること。 ・主催者の所在が明確で、事業遂行能力が十分にあると判断されるものであること。 ・入場料金その他費用を徴収するときは、徴収の目的が適正かつ明確であって、類似事業において徴収する入場料等の額と比較して不相当に高額でないこと。 <p>※公序良俗に反するもの等は、承認しない。</p> <p>○後援等の申請（第4条関係）</p> <p>事業実施日の30日前までに後援等名義使用承認申請書に次に掲げる書類を添えて申し込まなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催者の活動の目的及び内容が分かる書類 ・事業の目的及び内容が分かる書類 ・事業に係る収支予算書等 など <p>○報告（第8条関係）</p> <p>後援等の承認を受けた者は、後援等事業実施報告書及び収支決算書を事業の終了の日から30日以内に教育長に提出しなければならない。</p>
その他参考事項	○施行期日 令和6年4月1日

議案第18号

能代市学校運営協議会委員の任命について

能代市学校運営協議会の設置等に関する規則（平成26年能代市教育委員会規則第1号）第5条第1項の規定に基づき、能代市学校運営協議会委員を別紙のとおり任命する。

令和6年4月25日提出

能代市教育委員会教育長 高橋誠也

提案理由

学校運営協議会委員を新たに任命しようとするものである。

能代市学校運営協議会委員名簿

任期 任命の日から令和7年3月31日まで

学校名	氏名	所属等	新/再
淳城西小学校 能代第一中学校	小嶋雅人	元能代第一中学校PTA会長	再任
	藤嶋妙子	元能代第一中学校PTA副会長	再任
	櫻田隆雄	風の松原に守られる人々の会会長	再任
	佐藤克	前能代第一中学校長	再任
	梅田佳洋	元能代第一中学校PTA会長	再任
	藤井真貴子	南地区主任児童委員	再任
	後藤健二	元能代第一中学校PTA会長	再任
	上田奈津子	元能代第一中学校PTA副会長	新任
	小笠原州平	元能代第一中学校PTA会長	再任
	小野栄士	元能代第一中学校体育文化後援会長	再任
	近藤克彦	淳城西小学校長	再任
	嶋田正明	能代第一中学校長	再任
	淳城南小学校 能代第二中学校	五十嵐馨	淳城南小学校同窓会長
小玉一典		元淳城南小学校PTA会長	再任
金平正行		元淳城南小学校PTA会長	再任
平川敬悦		元淳城南小学校PTA会長	再任
鈴木隆宏		淳城南小学校PTA会長	再任
三澤弘文		民生委員児童委員	再任
菊谷明		能代市役所職員	再任
伊藤匡子		外国語教育コーディネーター	再任
佐藤幸樹		第四小学校同窓会長	再任
佐藤剛		第四小学校PTA会長	新任
渡辺智仙		前能代第二中学校PTA会長	再任
矢田部瑞穂		淳城南小学校長	再任
佐藤充		第四小学校長	再任
工藤真弘		能代第二中学校長	再任

学校名	氏 名	所 属 等	新/再
第四小学校	三 澤 弘 文	民生委員児童委員	再任
	菊 谷 明	能代市役所職員	再任
	伊 藤 匡 子	外国語教育コーディネーター	再任
	佐 藤 幸 樹	第四小学校同窓会「同想会」会長	再任
	佐 藤 剛	第四小学校P T A会長	新任
	田 村 裕 之	南部公民館長	再任
	平 川 巖	能代南中学校同窓会長	再任
	永 塚 光 子	民生委員児童委員	再任
	藤 田 正 幸	芝童森自治会長	再任
	佐 藤 充	第四小学校長	再任
第五小学校 能代東中学校	大 高 幸 美	元崇徳小学校長	再任
	鈴 木 建 一	檜山地区自治会連合会長	再任
	戸 松 郁 子	元能代東中学校評議員	再任
	浅 野 和 一 郎	東能代地区自治会連合会長	再任
	保 坂 千 晴	元第五小学校P T A会長	再任
	渡 辺 和 吉	鶴形まちづくり協議会長	再任
	高 橋 真 也	元第五小学校教頭	再任
	佐 藤 正 博	第五小学校P T A会長	新任
	佐 藤 誠	能代東中学校P T A会長	新任
	渡 部 剛	第五小学校長	再任
	谷 内 直 毅	能代東中学校長	再任
	石 川 雅 道	能代東中学校教頭	新任
向能代小学校 東雲中学校	浅 理 雷 三	元東雲中学校評議員	再任
	田 中 洋 輔	東雲中学校P T A会長	新任
	佐々木 直 実	前東雲中学校P T A会長	再任
	佐 藤 敬 顕	学識経験者(元校長)	再任
	佐 藤 信 也	向能代百煉会会長	再任
	鈴 木 義 美	鳥形奴踊り指導者	再任
	工 藤 絵 里 奈	向能代小学校P T A会長	再任

学校名	氏 名	所 属 等	新/再
	佐 藤 雄 樹	向能代小学校P T A副会長	再任
	見 上 淳 子	主任児童委員	再任
	平 沢 みゆき	前向能代小学校教頭	再任
	野 村 誠	東雲中学校長	新任
	佐 藤 誠 也	向能代小学校長	再任
浅内小学校 能代南中学校	浅 野 士 郎	元能代南中学校評議員	再任
	平 川 巖	能代南中学校同窓会長	再任
	田 村 裕 之	南部公民館長	再任
	永 塚 光 子	民生委員児童委員	再任
	藤 田 正 幸	芝童森自治会長	再任
	原 田 千代子	主任児童委員	新任
	大 塚 義 道	浅内連合自治会長	再任
	松 村 惠季奈	前浅内小学校P T A会長	再任
	保 坂 智 之	浅内小地域学校協働活動推進員	再任
	原 田 正 胤	元浅内小学校P T A副会長	再任
	田 崎 雅 則	能代南中学校長	再任
	三 洲 龍 太	浅内小学校長	新任
	二ツ井小学校 二ツ井中学校	永 井 幹 子	元二ツ井小・中学校評議員
工 藤 晃		元二ツ井小学校評議員	再任
畠 山 歩		二ツ井小学校P T A会長	新任
鈴 木 伸 樹		二ツ井中学校P T A会長	新任
淡 路 智 弘		二ツ井小学校スポ少親の会代表	再任
藤 田 泉		二ツ井こども園長	新任
田 村 久 子		能代市連合婦人会二ツ井支部会長	再任
金 野 幸 子		二ツ井地区更生保護女性の会会長	新任
菊 池 豊		二ツ井小学校同窓会長	再任
米 川 貢		地域学校協働活動推進員	再任
安 井 敦 子		二ツ井小学校長	再任
堀 江 岳 志		二ツ井中学校長	新任

議案第19号

能代市教育支援委員会委員の任命について

能代市教育支援委員会規則（平成18年能代市教育委員会規則第15号）第3条第2項の規定に基づき、能代市教育支援委員会委員を次のように任命する。

令和6年4月25日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

能代市教育支援委員会委員名簿

任期 令和6年 5月 1日から
令和6年10月31日まで

氏名	所属等
金田 歩美	能代地域生活支援センター 障害児通所支援 管理者
滝沢 治	向能代小学校教頭
高橋 沙織	能代支援学校教諭
関 俊英	能代市福祉事務所長
藤田 卓也	家庭児童相談員

提案理由

能代市教育支援委員会委員工藤靖子、武田真紀夫、舘山奈穂子、今野朋実、佐藤敬頭の退任に伴い、新たに任命しようとするものである。

議案第20号

能代市公民館活動協力員の委嘱について

能代市公民館活動協力員を別紙のとおり委嘱する。

令和6年4月25日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

提案理由

能代市公民館活動協力員を新たに委嘱しようとするものである。

能代市公民館活動協力員名簿

任期 令和6年5月 1日から

令和8年4月30日まで

地 区	氏 名	新任・再任	備考
東部地区	中 川 春 夫	再 任	
	鵜 木 俊 美	再 任	
	藤 原 道 子	再 任	
	大 倉 恵 吏	再 任	
	佐 藤 なほみ	再 任	
	保 坂 信 子	新 任	
	保 坂 正 子	新 任	
南部地区	石 川 ひ ろ	再 任	
	桂 田 めみ子	再 任	
	小 川 恵 子	再 任	
	畠 山 圭 子	新 任	
	大 塚 與志治	新 任	
	袴 田 恒 雄	新 任	
向能代地区	赤 塚 カネ子	再 任	
	田 森 明	再 任	
	大 高 順 造	再 任	
	岸 部 百合子	新 任	
	山 田 昌 子	新 任	
檜山地区	鈴 木 敬 一	再 任	
	梶 原 啓 子	再 任	
	渡 部 まゆみ	再 任	
	星 川 咲 子	再 任	
	内 田 麻里子	新 任	
鶴形地区	渡 邊 敏 雄	再 任	
	工 藤 エソ子	再 任	
	小 林 千鶴子	再 任	
	佐々木 徳 子	再 任	
	小 林 公 子	再 任	
常盤地区	山 崎 久 敏	再 任	
	高 田 一 志	再 任	
	佐 藤 薫	再 任	
	畠 山 睦 子	再 任	
	鈴 木 文 子	再 任	